

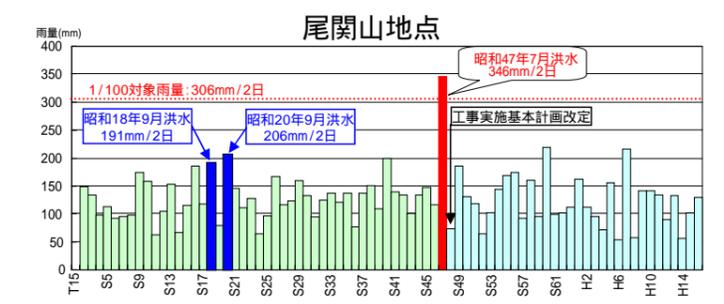
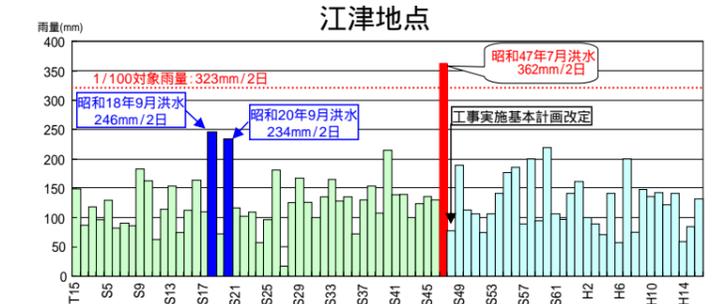
昭和18年洪水は、昭和47年の大水害以前としては最大のものと認識している。昭和18年洪水も調べる必要があるのではないかと

流域平均雨量データによると、昭和47年7月洪水以前では、江津地点は昭和18年9月洪水、尾関山地点は昭和20年9月洪水の流域平均雨量が最も大きい
 昭和18年9月洪水、昭和20年9月洪水は共に台風による。昭和18年9月洪水は川本観測所において371mm/2日の非常に大きな降雨を記録
 昭和18年9月洪水の被害状況は島根県側で被害が大きく、島根県側では死者・行方不明者、全・半壊・流出家屋数、浸水家屋数とも昭和20年9月洪水を上回る

降雨と被害状況

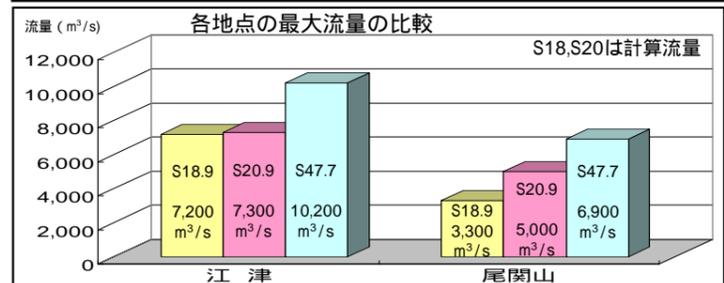
各地点の平均2日雨量の比較

S18.9洪水は、主に下流域を中心に降雨があり、S20.9洪水は、上流域の支川を中心に降雨。S47.7洪水は全域で相当量の降雨を記録
 S18.9洪水は台風26号、S20.9洪水は台風16号(枕崎台風)



最大流量の比較

下流江津地点での最大流量は、S18.9洪水が約7,200m³/s、S20.9洪水が約7,300m³/sと、ほぼ同程度
 S47.7洪水は約10,200m³/sと既往最大を記録
 上流尾関山地点での最大流量は、S18.9洪水が約3,300m³/s、S20.9洪水が約5,000m³/sと、S20.9洪水が大
 S47.7洪水は約6,900m³/sと既往最大を記録



S18.9洪水は下流域の被害が多く、S20.9洪水は上流域の被害が多く、S47.7洪水は全域で甚大な被害が発生

| 洪水 | 県別 | 死者 行方不明 (人) | 全・半壊 流出家屋 (棟) | 浸水家屋 (棟) |
|---------|------------------|-------------------|---------------------|-------------|
| S18.9洪水 | 広島県 ¹ | 47 | 1,684 | 16,128 |
| | 島根県 ² | 412 | 7,739 | 33,678 |
| S20.9洪水 | 広島県 ³ | 2,012 | 6,832 | 52,527 |
| | 島根県 ⁴ | 79 | 1,351 | 16,009 |
| S47.7洪水 | 広島県 ⁴ | 24 | 2,548 | 10,542 |
| | 島根県 ⁴ | 4 | 1,412 | 3,521 |

S18.9及びS20.9の数値は県下全域の被害。S47.7は江の川流域内の被害
 出典： 1)「広島県災害史」 2)「新修島根県史」
 3)「島根の気象百年」 4)「S47.7豪雨災害史」

浜原ダムの下流に住むと浜原ダムのことが気になる。浜原ダムのことについて何故ふれないのか

浜原ダムは、ダム水路式発電を行う明塚発電所の貯水ダムで、総貯水容量1,120万m³全てが発電用であり、非洪水時は110m³/s(最大)を利用して25,000kw(最大)を発電
 ダムの新設、操作に起因する災害の発生を防止するために河川法第44条から第55条に定められたダムに関する特則に基づき、ダム設置者が措置をとるよう河川管理者は指導・監督
 ダム設置者は、操作規程に基づくゲート操作や、ダム下流に対する警報等を実施

利水ダム設置者への河川管理者の指導・監督

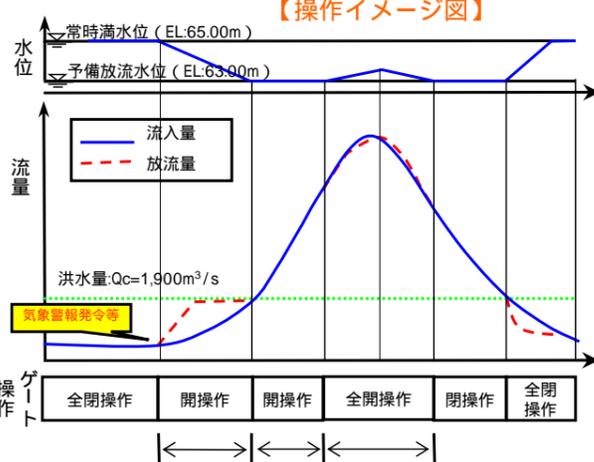
河川法に基づき、河川管理者はダム設置者に対し、以下のとおりダムの適正な運用の確保を行うための措置をとるよう指導・監督
 河川の従前の機能の維持を図るための定期的な堆砂量の報告(法第44条)
 水位・雨量等を計るための観測施設(法第45条)や通報施設(法第46条2項)及び警告するための警報施設(法第48条)の設置
 ダムの操作規定を定める(法第47条)

〔操作規程〕

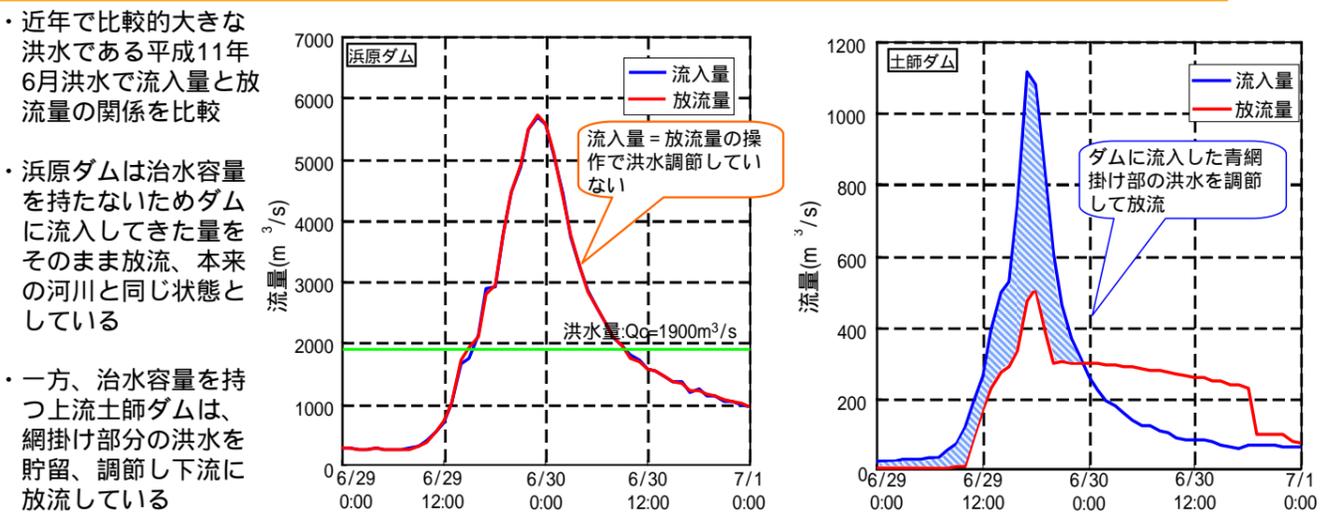
「浜原ダム操作規定」では、貯水池の容量に比して洪水吐の放流能力が大きいダムなので、貯水池の水位を予備放流水位として洪水に対処することが、災害発生の防止上適切と認められるため、洪水時には次の操作を規定
 気象警報発令等により予備放流を行う
 予備放流水位になった時点で流入量=放流量のゲート開操作を行う
 洪水量Qcを越え、ゲート全開になった後、流入量が最大となる時点を経て貯水位が予備放流水位に低下するまで、ゲート全開を維持

〔警報の実施〕

浜原ダムは、操作規程により「放流の際の一般に周知させるための措置」として、ダムのゲート開操作による放流開始約10～30分前にサイレン等により警告を実施



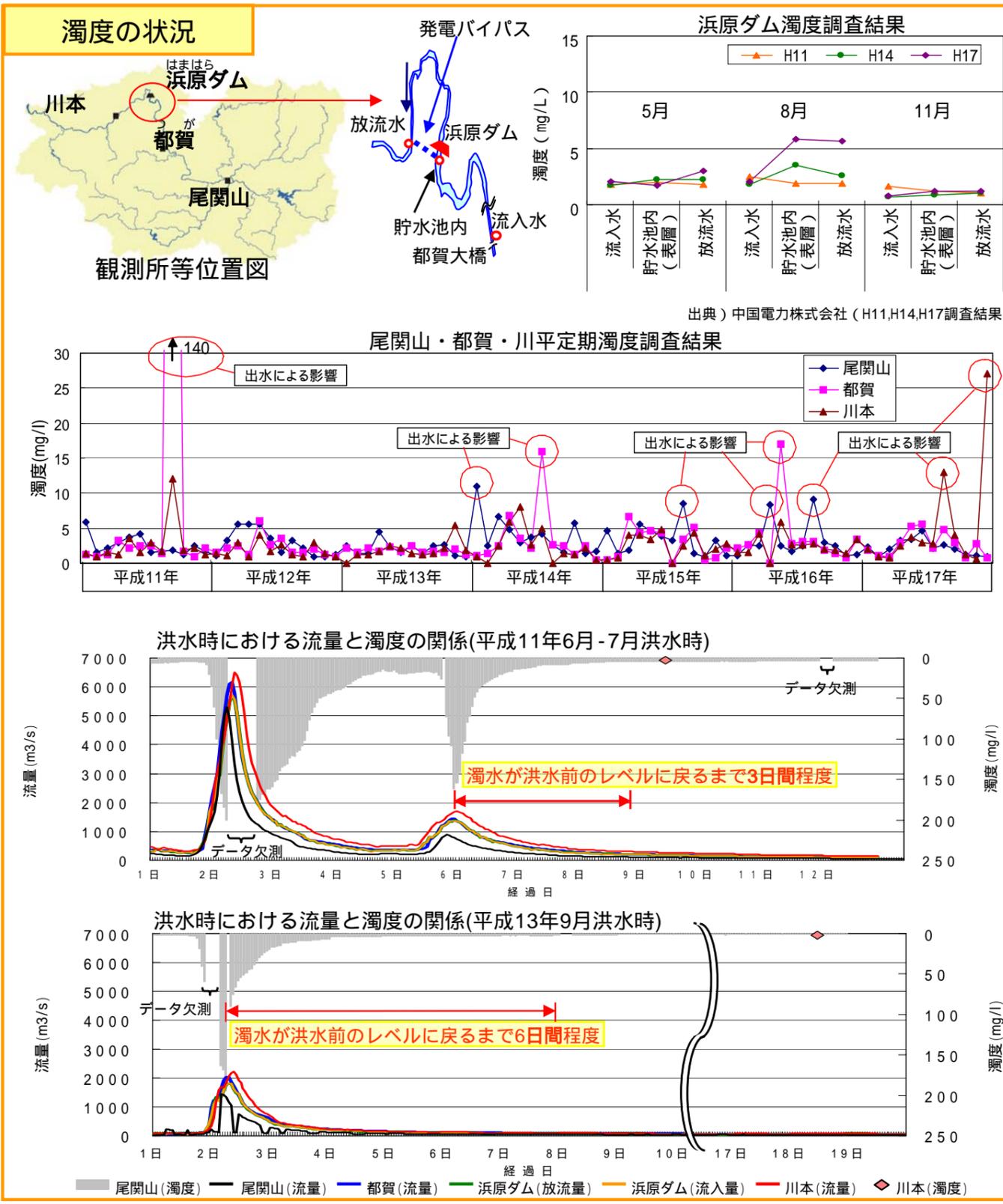
治水容量を持つ土師ダムと治水容量を持たない浜原ダムの放流量の違い



- 近年で比較的大きな洪水である平成11年6月洪水で流入量と放流量の関係を比較
- 浜原ダムは治水容量を持たないためダムに流入してきた量をそのまま放流、本来の河川と同じ状態としている
- 一方、治水容量を持つ上流土師ダムは、網掛け部分の洪水を貯留、調節し下流に放流している

江の川の水質（濁水の長期化）が悪くなった。浜原ダムが原因ではないのか

濁りの度合いを示す濁度について、江の川中・下流部では、中国電力が浜原ダム（ダム湖の流入水、貯水池内、放流水）において、川本、都賀、尾関山では国土交通省が定期観測（尾関山は常時観測）濁度は出水等流量の影響を大きく受けている。浜原ダムの濁度と他地点の濁度は同程度



江の川流域では、小さな集落を守るため、大きな投資より保険制度を作った方がいいのでは

我が国では民間の保険会社が、他の災害（火災・風災等）と組み合わせ、火災保険に含めて商品を提供
水害保険による救済になじまない被害（生命及び身体に係る被害、道路、公園等の公共土木施設に係る被害等）もあり、水害保険と治水事業は完全な代替関係にはない

水害と水害保険

・民間保険会社等では、水害のみならず火災等様々な損害をワンセットで引き受ける「総合保険」等を商品化¹

¹ 水害保険等研究会報告書 水害保険研究会 における記述を要約

総合保険における担保危険別の支払概要²

| 担保保険 | 原因等 | 対象損害 | 支払内容 |
|-------------|---|-----------------|-------------------------|
| 火災・落雷・破裂・爆発 | 火災、落雷、破裂、爆発 | 保険の目的に損害 | 損害額を保険金として支払う |
| 風災・ひょう災・雪災 | 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（こう水、高潮等を除く）ひょう災豪雪、なだれ等の雪災（融雪こう水を除く） | 保険の目的に20万円以上の損害 | 損害額を保険金として支払う |
| 水災 | 台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・高潮・土砂崩れ等の水災 | 保険の目的に一定以上の損害 | 右表参照 |
| 地震火災費用保険金 | 地震、噴火、津波による火災 | 保険の目的に一定以上の損害 | 保険金額×5% (1構内300万円限度) |
| 地震 | 別途地震保険への加入が必要 | | |

総合保険における水災担保内容²

| 保険の目的 | 摘要 | 支払額 ³ |
|--------|-----------------------------|--|
| 建物 | 損害額が保険価額の30%以上の損害 | 保険金額×損害額 / 保険価額×70% |
| 家財 | 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による被害 | 15%以上30%未満の損害 保険金額×10% (1事故1構内200万円限度) |
| | | 15%未満の損害 保険金額×5% (1事故1構内100万円限度) |
| 設備・什器等 | 床上浸水又は地盤面より45cmを超える浸水による損害 | |
| 商品・製品等 | | |

² 損害保険料率算出機構資料による
³ 標準的な支払額であり、保険商品により支払額は異なる

・水害のうち、家屋、家財等の個人財産に係る被害については水害保険による損害補填も可能だが、公共土木施設等に係る被害については保険ではなく公費により復旧すべきものであるほか、人命に係る被害や水害に対する心理的不安感等、保険では回復不可能な被害もある。従って、水害による損害補填は水害被害の一部をカバーするに止まり、水害保険と治水事業とは二者択一的な代替関係にあるとは言い難い⁴

⁴ 水害保険等研究会報告書 水害保険研究会 における記述を要約

昭和47年江の川水系の水害による被害額⁵

| | |
|---|---------|
| 一般資産等 | |
| 家屋、家庭用品、事業用資産（償却資産、在庫品）、農漁業用資産（償却資産、在庫品）、農作物、事業所の営業停止損失 | 37,448 |
| 公共土木施設等 | |
| 河川、海岸、砂防施設、道路、橋梁、農地、農業用施設、街路、公園、下水道、市街地の堆積土砂排除、上水道等 | 84,205 |
| 運輸・通信・電力施設等 | 2,068 |
| 合計 | 123,721 |

昭和47年7月洪水における死者22名、行方不明者6名
(昭和47年7月豪雨災害誌)

⁵ 昭和47年水害統計（建設省河川局）による
金額：平成12年価格換算（百万円）

灰塚ダムのフラッシュ放流の効果はどれくらいか
樹林化を防止する放流規模はどれくらいか

これまでに実施したフラッシュ放流は、試行として平成19年3月22日に実施した75m³/s放流であり、以下の効果を確認

- ・付着藻類（主に珪藻類）の剥離・更新等
 - ・最大流量75m³/sで最大粒径50 mm～110mm程度の石礫の移動
- 今後フラッシュ放流に伴いモニタリングを継続して実施し、適切なフラッシュ放流を実施することにより適切に河川環境を維持

灰塚ダムフラッシュ放流について

灰塚ダムフラッシュ放流の概要

(目的)

- ・出水を再現することにより河床の砂礫を移動させ、河床の微細粒子を洗い出すことによる生物生育環境の保全を行う。
- ・河道を冠水させることにより植生の繁茂、河道の樹林化を防止し、河川景観の保全を行う。
- ・魚類（特にアユ）の生育環境の保全のために、河床礫の糸状性緑藻類を剥離させ、魚類の餌としての藻類の更新を促す。

(内容)

- ・12月1日～4月30日の間、貯水池活用水位（232.5m、常時満水位231.2m）まで貯留できることとし、これを生かして最大100m³/sを放流

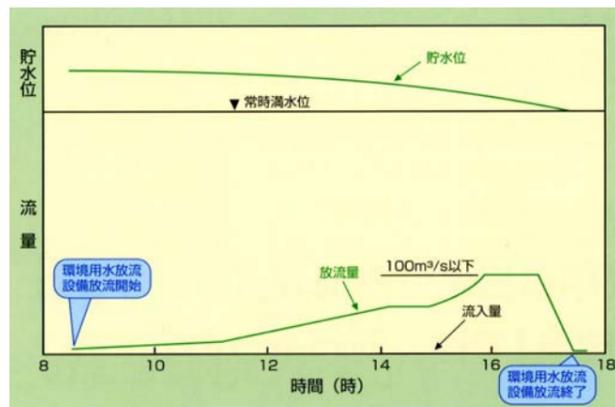
フラッシュ放流試行の実施

(概要)

- ・H19年4月1日のダム運用開始に先立ち3月22日実施
- ・ダム水位が活用水位に満たなかったため、最大放流量75m³/sをフラッシュ放流
- ・約7時間かけて放流量を徐々に増加させ、ピーク流量を約1時間継続。

(目的)

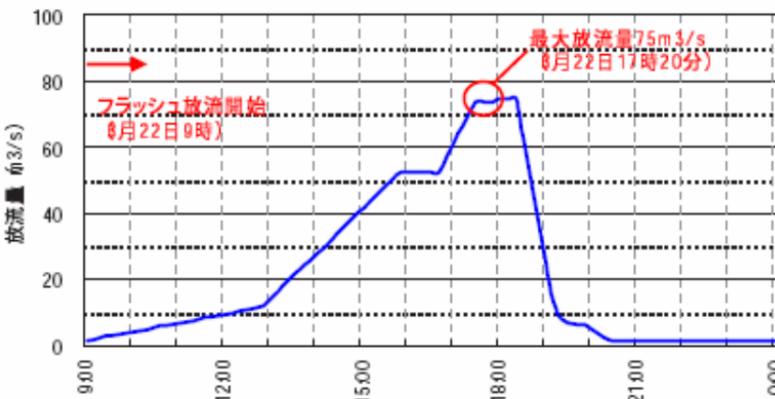
- ・下流河川の河床の礫移動や糸状性緑藻類の剥離により、アユが好む藻類の更新を人為的に創出する。
- ・糸状性緑藻類の生育範囲を縮小または消滅させる。



フラッシュ放流の概要



フラッシュ放流時の状況



フラッシュ放流の状況（計納）

フラッシュ放流試行の結果

〔河床砂礫の移動〕

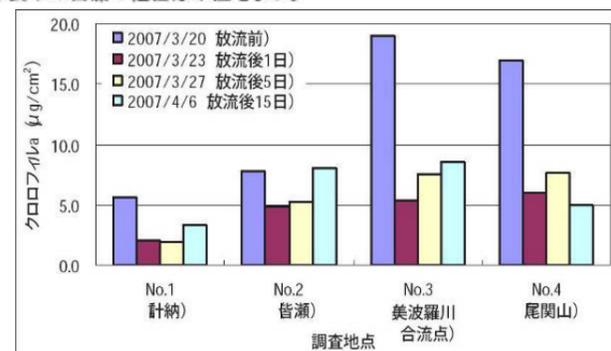
フラッシュ放流により移動した河岸の石礫の最大粒径は、50 mm以下～110 mmの範囲

〔河床砂礫の付着藻類の剥離〕

付着藻類（主に珪藻類）の剥離・更新について、一定の効果を確認

| 調査地点 | 左岸 | 右岸 |
|----------------|-------|-------|
| No.1 (計納) | 60mm | 60mm |
| No.2 (皆瀬) | <50mm | 100mm |
| No.3 (美波羅川合流点) | <50mm | 110mm |
| No.4 (尾関山) | <50mm | <50mm |

注1) 本調査における石礫の移動とは、約20cm以上移動した場合を対象にした。
注2) 表中の石礫の粒径は中径を示す。



クロロフィルaの推移



調査地点

ダム直下の計納では、糸状性緑藻類がフラッシュ放流により洗い流れた。



放流前（計納地点）



放流後（計納地点）

今後の方針

樹林化の拡大防止や藻類の剥離・更新については、今後、フラッシュ放流のモニタリングを継続して実施し、知見を集め、適切な河川環境の維持に活かしていく。

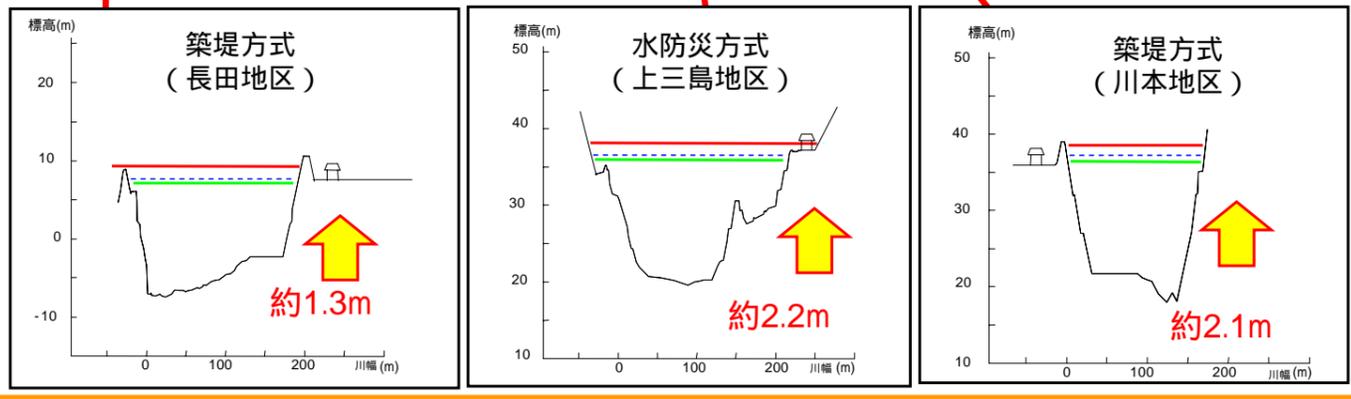
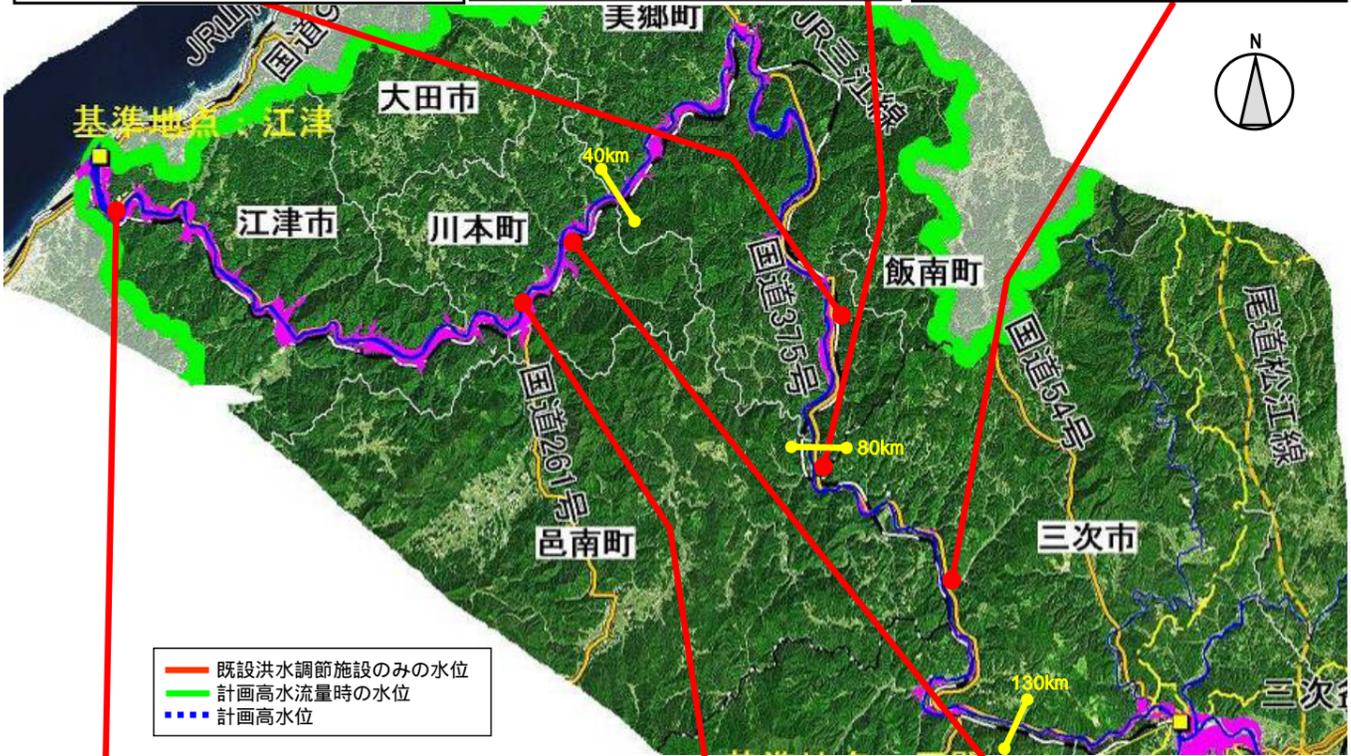
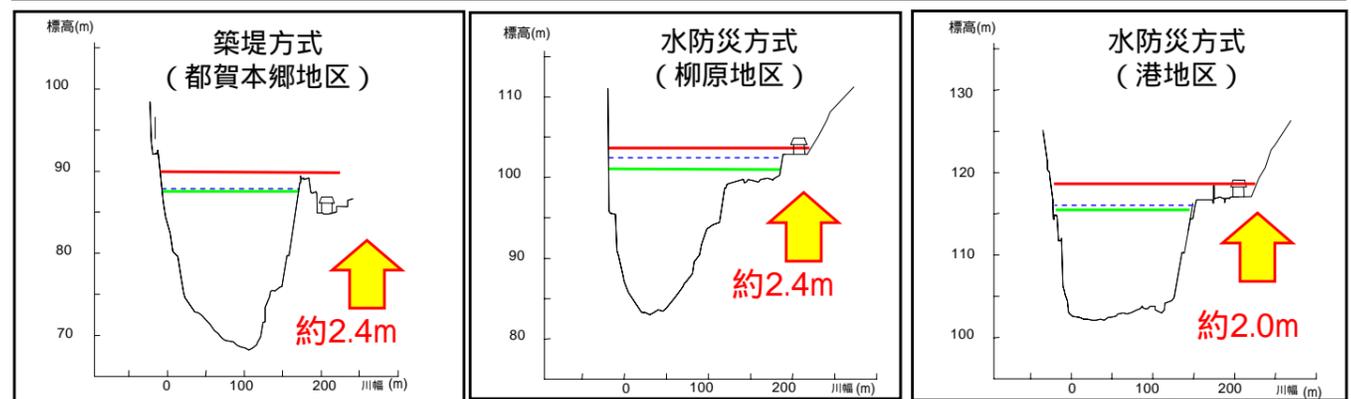
補足説明資料 現在の洪水調節による水位について 江の川水系

江の川流域の下水道整備状況について 江の川水系

計画高水流量での水位に比べ、上流に貯留が無かった場合にはどれだけ水位が上がるのか

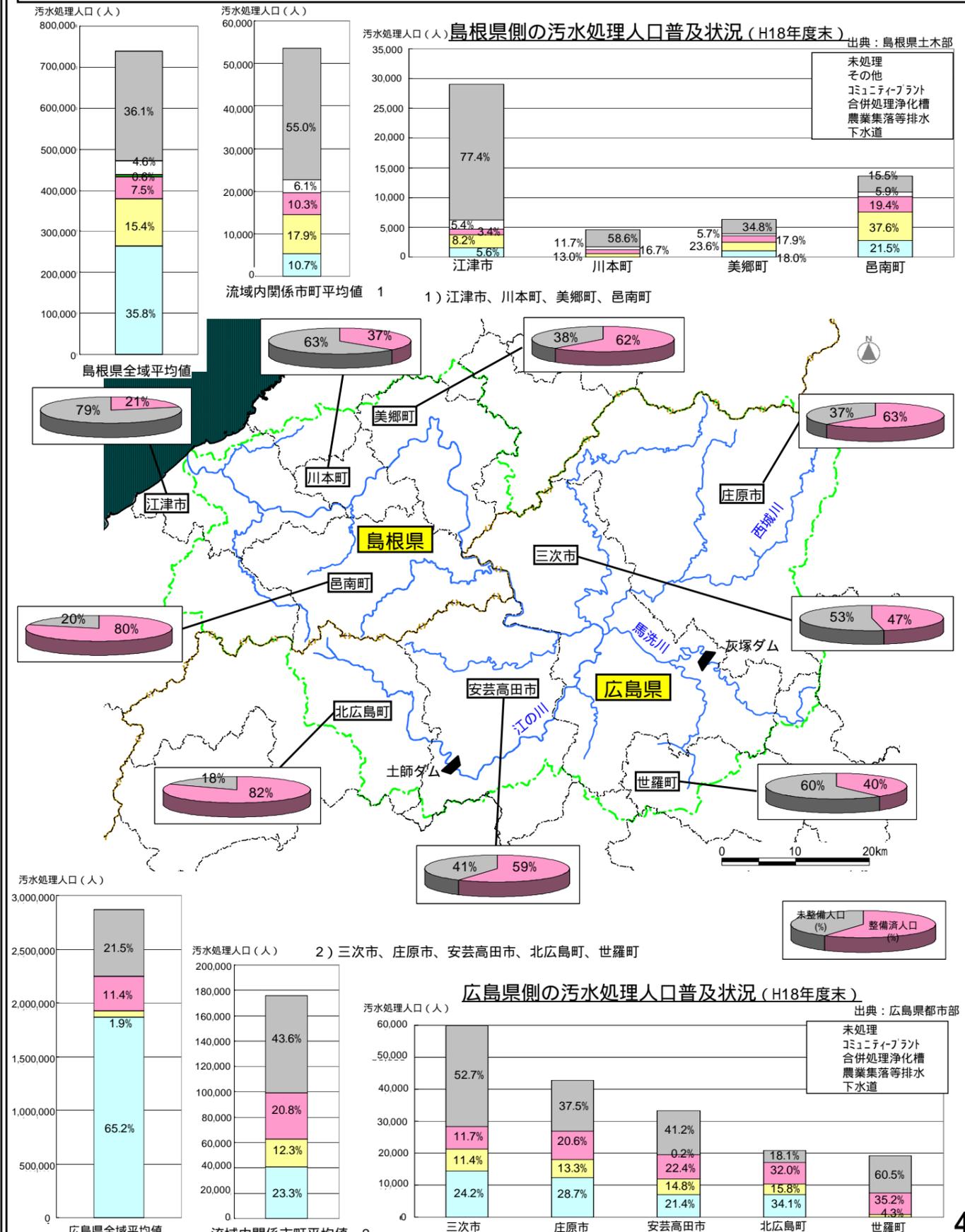
水防災事業を実施している中下流部を対象に、計画高水流量における計算水位とS40.7型の引き延ばし洪水において現状の洪水調節施設により洪水調節を行った場合のピーク流量における水位を計算し比較したところ、最大で約2.6mの水位差

河口から約40km地点までは、約0.4mから約2.3mの水位差
 約40km地点から約80km地点までは、約1.1mから約2.6mの水位差
 約80km地点から約130km地点までは、約1.1mから約2.4mの水位差



上流域の生活排水の処理はどのようにされているのか。下水道整備率等が教えていただきたい

江の川流域内の関係市町における、広島県側の汚水処理普及率は、約56%。島根県側の汚水処理普及率は約45%



江の川水系は何故一級水系となっているのか。その妥当性は？

一級水系を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準を省令に定めており、江の川水系もこれに該当する

河川法第4条において、一級水系は「国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したものをいう」となっている
 省令の第1条の2(国土保全上又は国民経済上特に重要な水系を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準)に、次のいずれかに該当するものが当該政令で指定されるよう立案を行うこととしている。

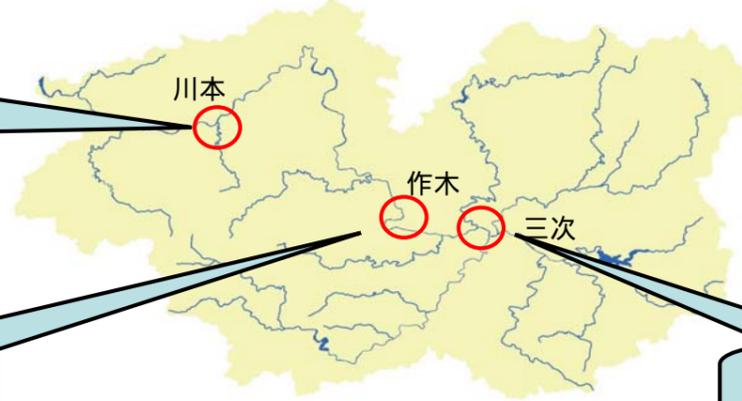
- 流域面積が概ね1,000km²以上である場合
- 流域面積が概ね500km²以上の水系又は勾配が急である等の理由により管理が困難な水系であって想定氾濫区域の面積100km²以上又は氾濫区域内人口が10万人以上
- 水系の氾濫区域内に都道府県庁所在地その他政治、経済上又は文化上重要な市街地が存在
- 広域的な用水対策を実施し、又は国家的に重要な事業が行われる地域に給水する水系
- 国際的若しくは全国的に高い価値が認められている自然環境等を維持、又は大都市圏における住民の健全な生活環境を保全するため、整備、保全を行う事が特に必要な水系
- 二以上の都府県の区域にわたる水系であって、関係都府県にわたる治水上若しくは利水上又は河川環境の整備若しくは保全上の利害を調整する必要があると認められるもの
- 他府県の区域に対し相当量の水又は電力を確保するために必要な水系
- 洪水等の激甚な災害が発生又は濁水が頻繁に発生し、若しくは河川環境の整備、保全を図る上で重要な問題が生じている水系で、河川管理に高度な技術を要すること、地方公共団体の負担軽減を図る必要がある等の理由で国土交通大臣が認めるもの

サケはどこまで上がっているか河川の連続性を確認したい

古くは江戸時代に、三次付近までサケが遡上していたとの記録がある
 現在は、濁川や浜原ダムの魚道、長瀬川や三次市内での遡上が確認されている
 支川 長瀬川において、平成7年以降、「江の川鮭の会」による放流の取組みがある

昔の記録

- ・藝藩通誌に記載があり、1800年代初期の頃には三次郡原川（現在の三次市馬洗川）から下流の江の川には生息していたと考えられる。
- ・明治から大正末期にかけて、川本地区（濁川）には群れをなして遡上していた。
- ・大正末期、「作木で鮭大豊漁」の新聞記事あり。
 (渡邊泰邦 編著「ひろしま 海山の博物誌」シンセアト出版、黒田明憲 著「江の川物語」みずかわ出版、川本町誌より引用)



濁川
「明治から大正末期、群れをなして遡上」

鮭漁の記録
「大正末期に鮭大豊漁の新聞記事」

藝藩通誌の記録
「三次に遡上したサケを浅野藩に献上」

現在の状況

濁川
「毎年遡上、産卵が確認されている」

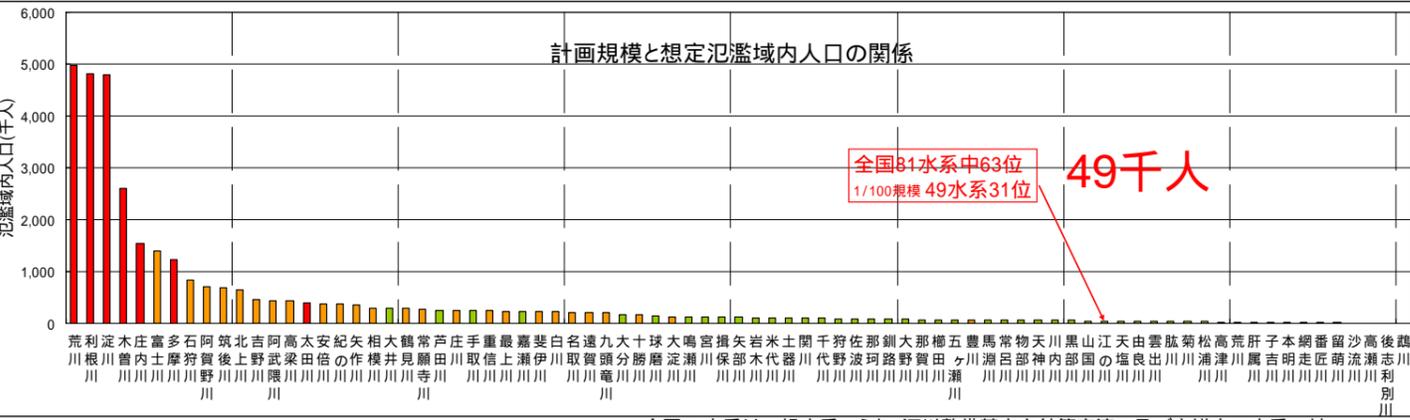
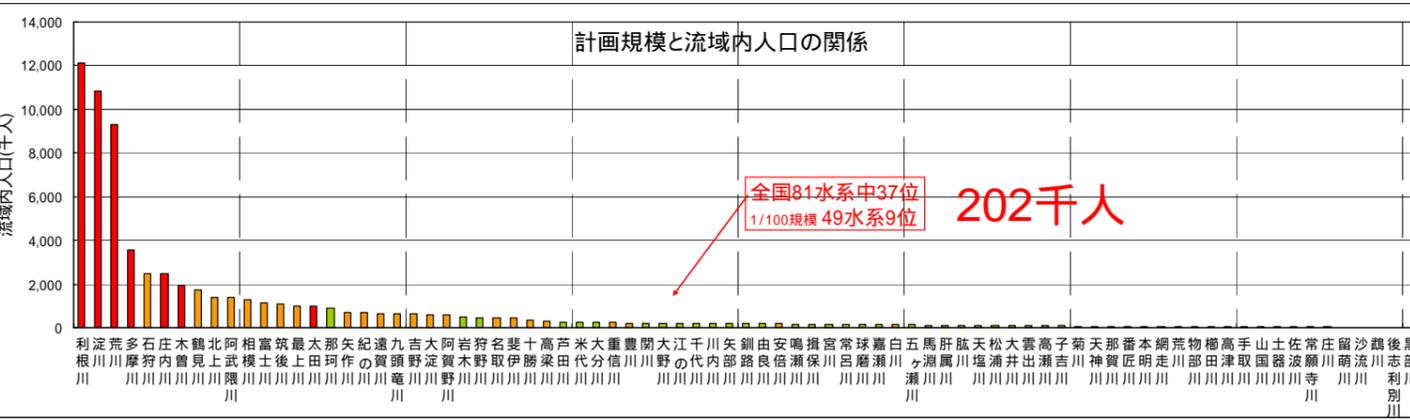
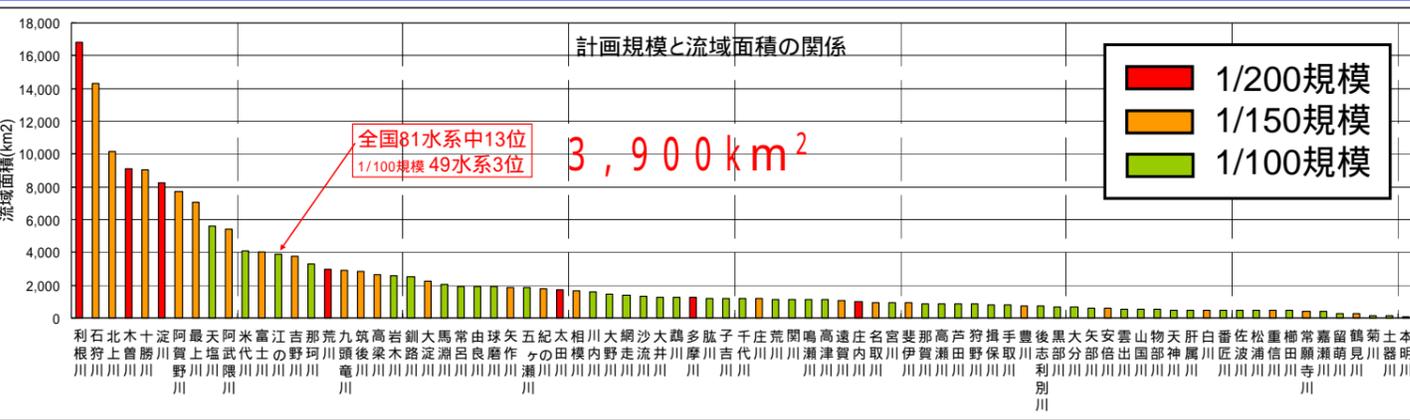
魚道遡上状況
「毎年、数十個体の遡上を確認」
(中国電力株式会社 調べ)



濁川に遡上したサケ

長瀬川
「H7年度から毎年、市民団体が稚魚を放流」
「平成18年には30個体以上の遡上を確認」

遡上確認
「平成15年ごろから、毎年数個体を確認（アユ漁の網に掛かる例が多い）」



全国81水系は一級水系のうち、河川整備基本方針策定済み及び審議中の水系の計

江の川が中国山地ができる前にあったことがわかる地図等があれば示して欲しい

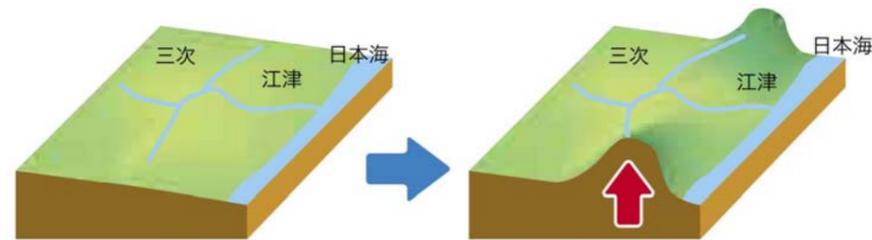
日本海に注ぐ江の川は、広島県北部地域の水を集め、中国山地脊梁部の隆起に抵抗して侵食を続け、隆起量よりも侵食量が勝った先行河川である

江の川流域の成り立ち

中国地方の河川は、中国山地の南側では、瀬戸内海へ、北側では日本海に注ぐのが一般的であるが、江の川は、その上流部の広い流域が脊梁山地の南側にあるにもかかわらず日本海に注ぐ。

これは、江の川が脊梁山地の隆起に先行する古い歴史を持つ河川だからである。

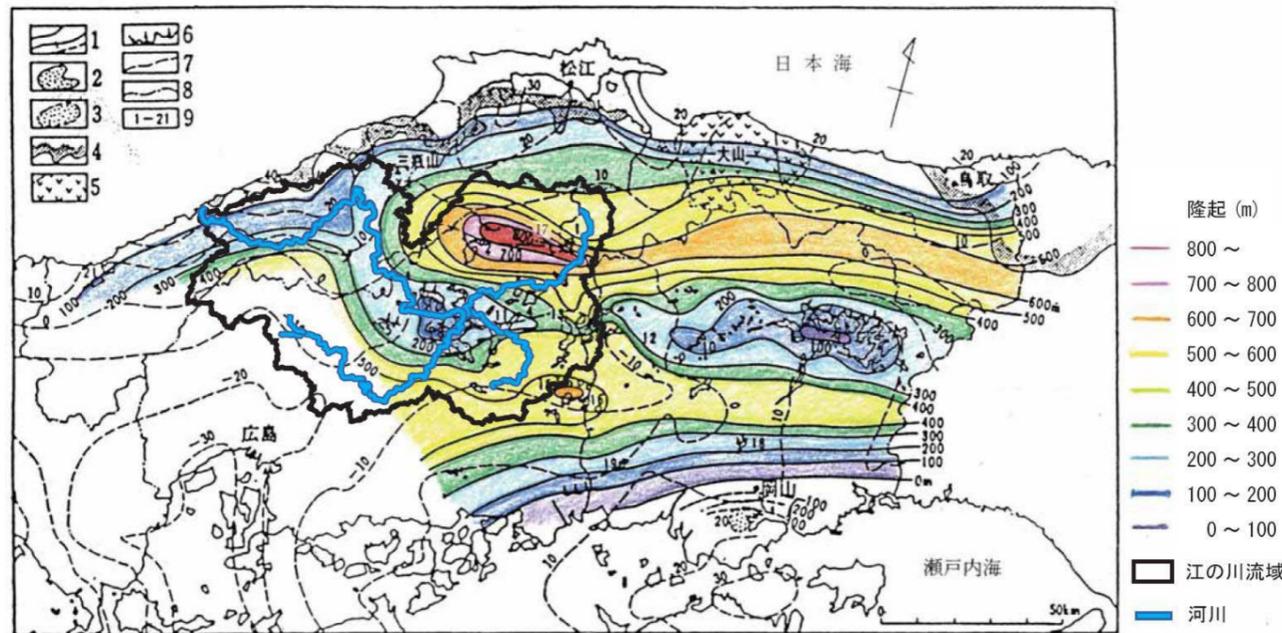
(中国地方土木地質図編纂委員会「中国地方土木地質図解説書」廣済堂より引用)



かつての江の川は平地をゆったりと流れ、日本海に注いでいました。

およそ500万年以前

中国山地が盛り上がり、高くなっても、江の川はそのまま流れつづけ、中国山地を横切って流れるようになりました。およそ500万年前頃



中国山地における中新世(500万年頃)の隆起状況

(中国地方土木地質図編纂委員会「中国地方土木地質図解説書」廣済堂より引用)

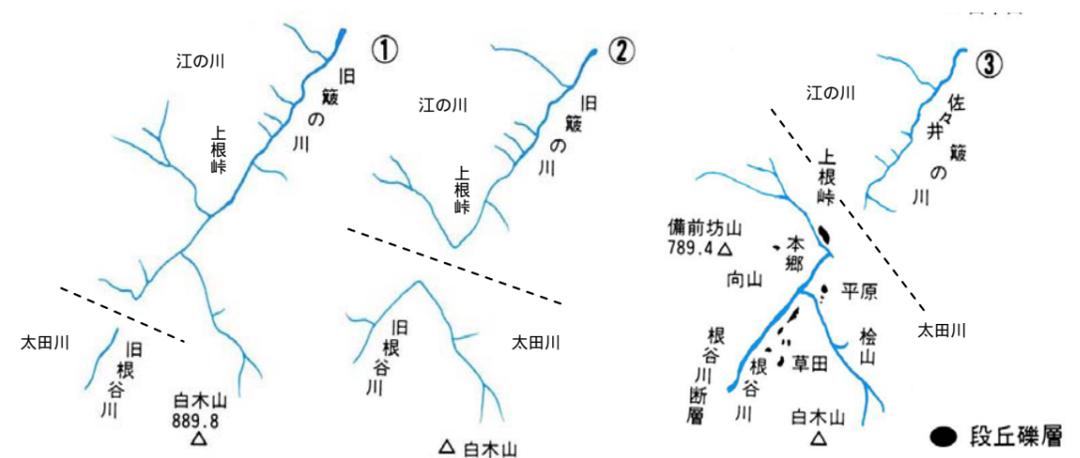
- 中新世以降に生じたプレートの移動等により中国山地が隆起したが、三次盆地周辺は、周辺からの圧力による隆起から取り残されたと考えられる。
- 隆起して出来た山地から三次盆地へ水が集まり、流れに勢いを増した江の川は、脊梁山地を横切るかたちで日本海側へ注いでいる。

河川争奪について

江の川(取水河川)と太田川(分水先)の間には、数箇所河川争奪が起きている。土師ダムから分水した水が合流する太田川水系根谷川もその一つである。

根谷川付近での河川争奪は、中新世後、数回の氷期と間氷期を繰り返す更新世の後半(数万~数万年前頃)に起こったとされている。

(今村外治ほか「広島県の自然」六月社より一部引用)



根の谷川付近での河川争奪過程模式図

(「好・き・で・す 太田川 ~自然編~」国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所より引用)



江の川流域の河川争奪地点とその縮小区域

山陽側と山陰側では、一部を除いて魚類相が同じであり、その原因は河川争奪時に起こった水系連絡であると考えられる。(比婆科学教育振興会 編「増補改訂版 広島県の淡水魚」中国新聞社より引用)

浜原ダムの魚道の効果を教えてほしい。流況、流量との対応で教えてほしい。

浜原ダムの魚道は昭和28年11月に完成。平成10年の水利権更新時に維持流量の放流が義務づけられ、魚道、呼び水水路合わせて6.92 m³/sを放流
現在の魚道は平成14～18年度にかけて改良された、アユ、サケを対象魚とした階段形式魚道
中国電力株が毎年アユやサケの遡上調査等を実施。アユは年変動が大きく放流量等との関係が不明確であるが、サケの遡上数については増加の兆し

浜原ダムにおける魚道調査結果

平成10年の水利権更新時に維持流量（6.92 m³/s）の放流を義務づけ
平成14年～18年に維持流量の増加への対応や遡上降下環境の改善を目的に魚道の改良を実施
中国電力株による遡上数調査によると、サケの遡上数は増加の兆し。アユについては変動が大きく傾向が不明確

（浜原ダム魚道改良工事の概要）

- ・最大流量：0.4 4.0 m³/s（下降期） 平成14年度
- ・隔壁天端形状：直角型 R型（衝突に配慮） 平成15～18年度

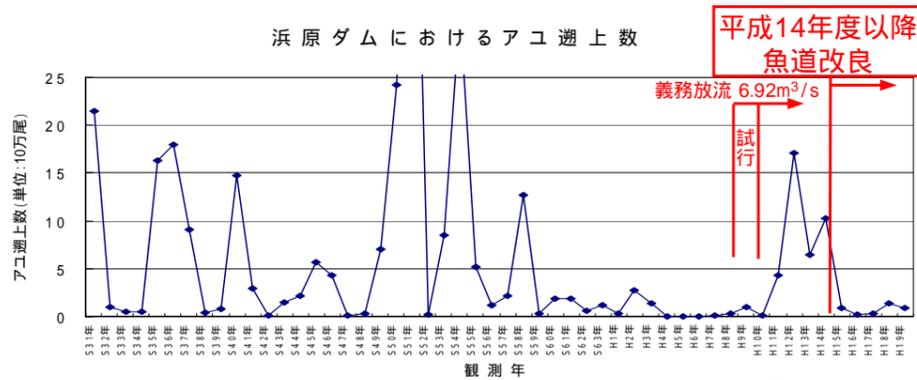
（浜原ダム魚道諸元）

- ・形式：スイッチバック構造 階段形式
- ・高低差：約15.4 m
- ・築造年度：昭和28年11月（H14～18に改良）
- ・対象魚種：アユ、サケ、ウナギ
- ・特徴及び工夫点：

- 鳥の捕食を防ぐためのヒモ設置
- 排砂ゲート導流壁延長による減勢及び呼び水口の設置



浜原ダムの魚道



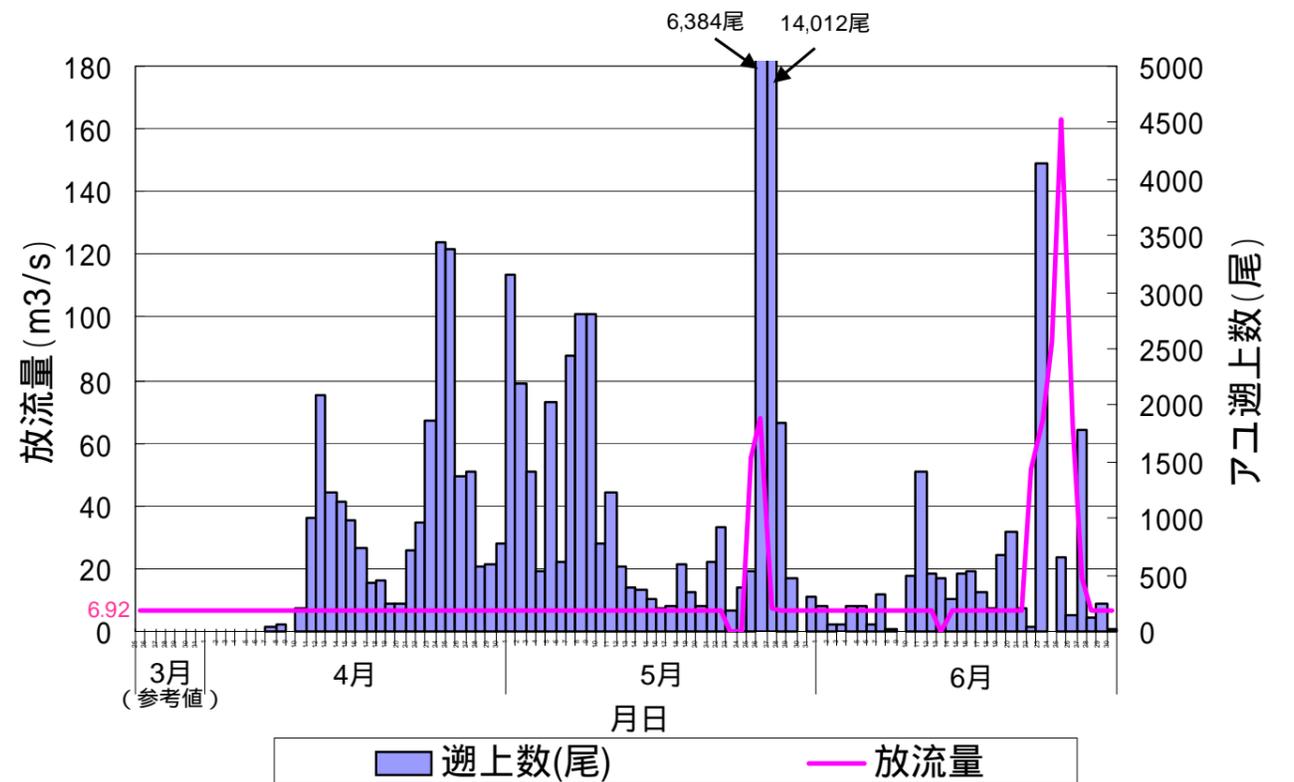
アユ遡上数は年変動が激しいことから、傾向が明確でない。

（データ提供：中国電力株式会社）

放流量と遡上数の関係

4月上旬から6月末までアユの遡上が見られ、4月下旬から5月中旬にかけて遡上のピークが見られるが、放流量との関係は不明確

平成19年度のダム直下への放流量とアユの遡上量の関係



ダム直下流への義務放流量： 6.92 m³/s

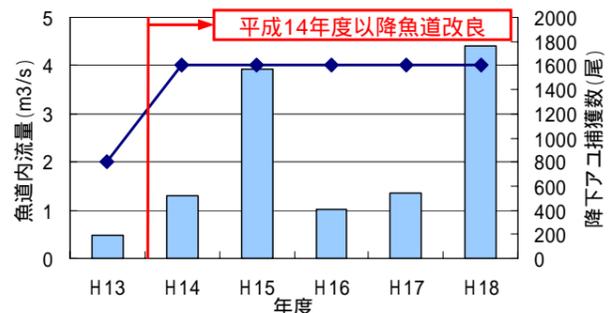
うち魚道からの放流量：

4.0 m³/s（9/1～10/25）

2.0 m³/s（10/26～12/1(最初の平日まで)）

0.4 m³/s（12/2(最初の平日の翌日)～8/31日）

魚道内流量と降下アユ捕獲数の関係



（データ提供：中国電力株式会社）

浜原ダム魚道調査結果一覧表

| 年度 | 降下アユ捕獲数(尾) | 魚道内観察結果(秋季) | | 魚道内流量(m ³ /s) |
|-----|------------|-------------|----------|--------------------------|
| | | 確認種数(種) | サケ遡上数(尾) | |
| H13 | 188 | 7 | 11 | 2 |
| H14 | 515 | 5 | 3 | 4 |
| H15 | 1,566 | 9 | 5 | 4 |
| H16 | 408 | 11 | 6 | 4 |
| H17 | 540 | 9 | 12 | 4 |
| H18 | 1,768 | - | 91 | 4 |

[種数：遡上サケを含む]

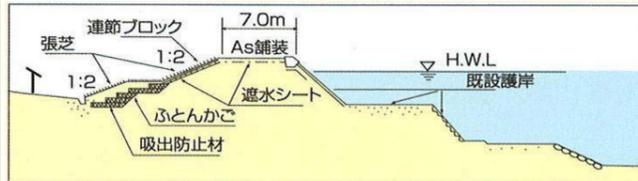
江の川の水防対策の実態、あるいは地域防災としての活動状況を教えてほしい

昭和47年7月洪水の甚大な被害も踏まえ、越水や堤防の決壊等による壊滅的被害を軽減するためのハード対策・ソフト対策を推進
河川防災ステーションや土地利用一体型水防事業等のハード対策では、ソフト対策との一体となった防災・減災を実施
水防活動について、水防団の組織率が高い一方、一部では担い手の高齢化等の課題に直面し、地域の防災力を高めるための新たな取り組みも行われている。

ハード対策

越水時の被害軽減対策(アーマーレビー工法)

三次市街地は、江の川・馬洗川・西城川の3川が合流する複雑な流れとなることから過去の洪水による堤防の決壊実績等を踏まえ、洪水が堤防を越えても被害が拡大しないようにアーマーレビー工法による堤防強化対策を実施



堤防開口部対策(JR三江線の陸開門)

堤防開口部には堤内地への浸水を防ぐための陸開門を整備



ハード・ソフトの一体的な対策

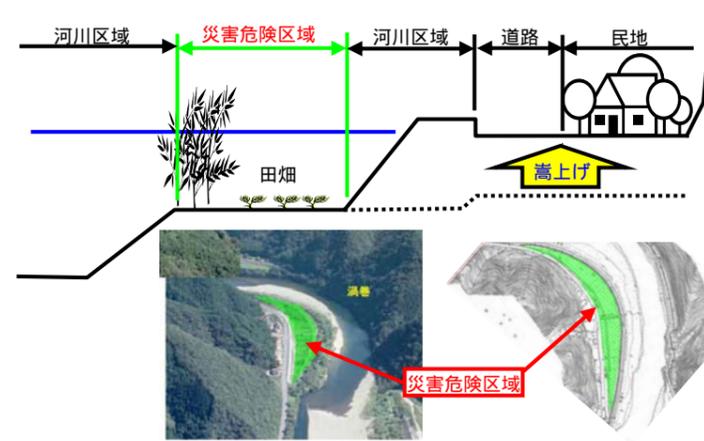
災害時の水防活動拠点の整備と河川情報提供

洪水時の水防活動や災害対策の拠点となる河川防災ステーションを整備【H18.3完成】(ハード)
映像等の情報集約機能を生かし、地元ケーブルテレビジョンから、河川映像等の情報をリアルタイムに提供(ソフト)



山間狭窄部の土地利用一体型の治水対策と利用規制

平地の少ない山間狭窄部では、土地利用を保全しつつ治水対策を推進するため、連続堤によらず、宅地の高上げや輪中堤等を整備(ハード)
従来田畑等に利用されていた土地は、家屋の建築を規制するために、地元自治体の条例により災害危険区域に指定(ソフト)



ソフト対策

水防活動

山間狭窄部では、幹線道路の水没により集落が孤立するため、水防事業完成箇所を避難場所として誘導する水防活動も実施
江の川水系では水防団の組織率が高い一方、団員の高齢化が進行



| | 島根県 (出典:島根県総務部)(人) | | 広島県 (出典:広島県県民生活部)(人) | | 全国(千人) | | |
|----------|--------------------|--------|----------------------|-----------|--------|--------|-----------|
| | 県全体 | 江津市 | 美郷町 | 県全体 | 三次市 | 安芸高田市 | 出典:水防2007 |
| 人口 | 742,223 | 27,774 | 5,911 | 2,876,642 | 61,143 | 33,096 | 127,723 |
| 水防団組織率 | 1.7% | 2.2% | 5.2% | 0.8% | 2.5% | 2.5% | 0.7% |
| 水防団員数 | 12,919 | 617 | 305 | 23,048 | 1,552 | 843 | 914 |
| 水防団員平均年齢 | 39.9 | 44.8 | 44.6 | 40.9 | 41.9 | 41.0 | |

水防団組織率 = 水防団員数 / 人口

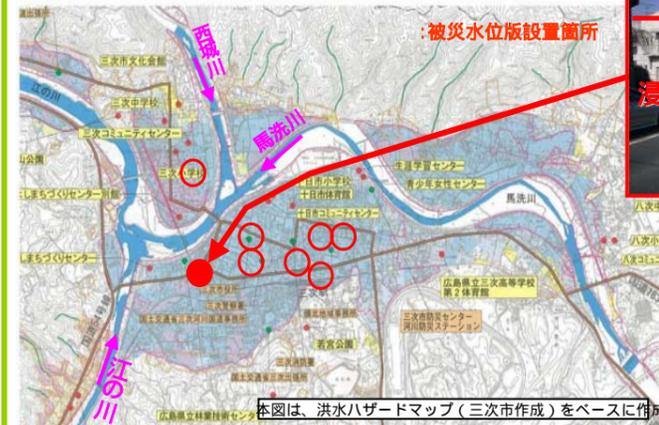
広域的・機動的な水防活動支援

浸水被害時には自治体からの要請により排水ポンプ車を出動し排水支援



行政機関による地域防災力向上のための平時の情報提供

水防法に基づく浸水想定区域図や洪水ハザードマップの公表



全国統一の洪水関連図記号を用いることで防災意識の向上や円滑な避難活動の支援を目指す「まるごとまちごとハザードマップ」の取り組みとして、S47.7洪水の被災水位表示板を三次市街地に設置(H18年度10箇所)
河川ボランティアが、S47.7洪水の体験談や水害記録映画の上映会により、水害未体験者等への被災伝承の活動を実施(島根県江津市桜江町)

地域住民自らによる地域防災力向上のための活動

行政機関の実施する活動に対して、地域住民の参加を促進し、自らの役割を認識してもらうための「T-DIG(災害図上訓練)」を平成18年から開催
地域住民自らが、災害時の避難場所等を記載した防災体制確認マップを作成するなど、自助による地域防災に対する意識は高い(約60人参加)

